

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省3-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する						担当部局名	自動車局		作成責任者名	貨物課長 日野祥英		
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
				H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度					
128	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率	29.5%	H30年度	27.6%	28.7%	29.5%	30.2%	31.2%	32.0%	R5年度	トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き下げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。			
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			R3年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R3年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		R3年度 行政事業レビュー 事業番号	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)		R2年度 (百万円)								
(1)	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)	2021-国交-20-043600				行政事業レビューシート参照				128	パートナーシップ会議開催回数 貨物自動車運送事業法第64条の荷主勧告のための荷主への安全協力要請の発出件数			
(2)	トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)	2021-国交-20-043700				行政事業レビューシート参照				128	「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」、「トラック運送業の生産性向上協議会」、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」等 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率			
(3)	自動車運送・整備事業の経営基盤強化(平成27年度)	2021-国交-20-043800				行政事業レビューシート参照				-	中継輸送の普及・実用化に向けた検討会の開催回数及び長時間労働改善のための事業実施件数 トラック運転に従事する若年層の割合			
施策の予算額・執行額		171 (152)	204 (183)	117 (71)	136	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)				なし				
備考														